

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一

告示（海区漁調）

○東京湾横断道路木更津人工島周辺海域の水産動植物の採捕及び遊漁の案内の禁止……………三

公告

○土地収用法による収用の裁決手続開始（四件）……………（東京都収用委員会）…四

告示

●東京都告示第百八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年二月十七日

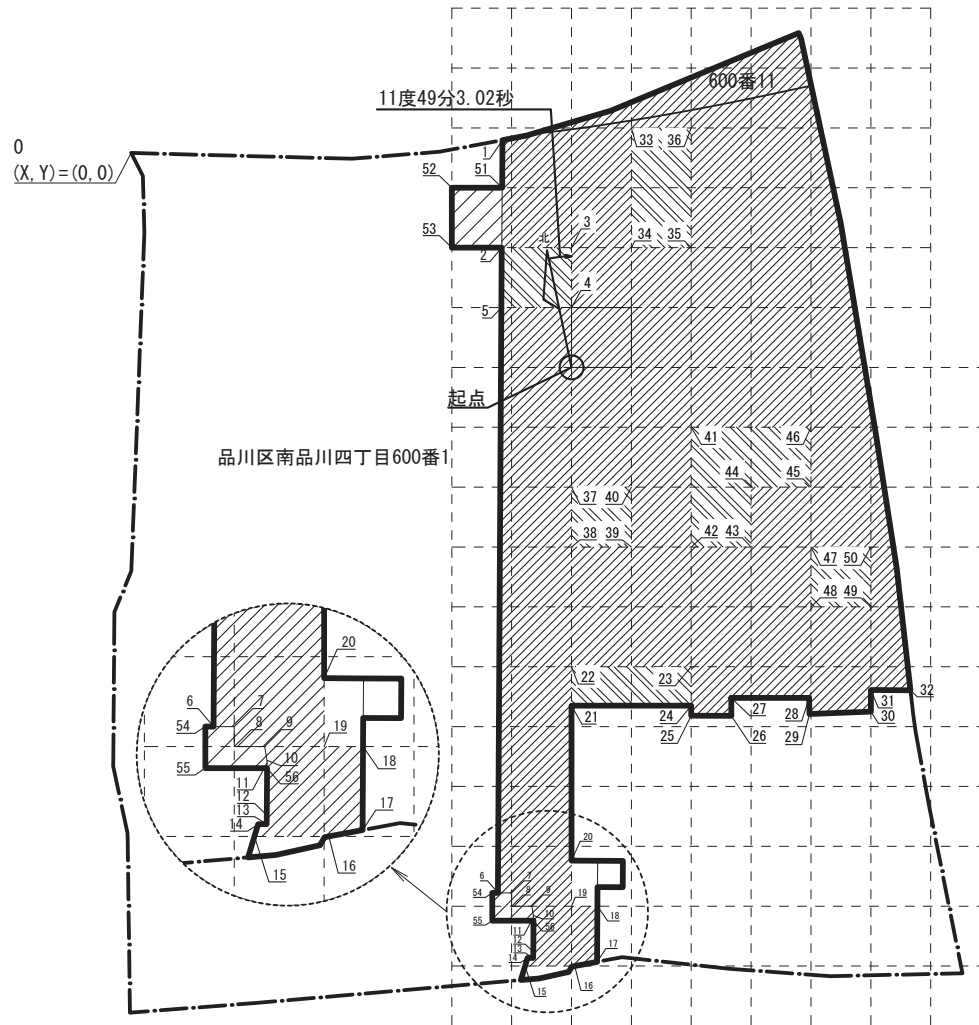
東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（品川区南品川四丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
—— 筆境界
- - - 敷地境界
—— 調査対象地
- 形質変更時要届出区域
(この告示により指定する区域)
- 形質変更時要届出区域
(令和3年東京都告示第1096号により指定した区域)
- 形質変更時要届出区域
(令和3年東京都告示第752号により指定した区域)

【起点】

起点は、座標値 (X= 64. 657, Y = -50. 122) とする。

※座標値は、品川区南品川四丁目600番1の最北端を
(X, Y)=(0, 0) とし、東西方向をX、南北方向をYとし
た任意座標である。

【格子の回転角度(11度49分3. 02秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に
引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線によ
り構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回
転させた角度を示す。

点名	X座標	Y座標
0	0	0
起点	64. 657	-50. 122
1	61. 132	-10. 602
2	57. 348	-28. 160
3	68. 753	-30. 546
4	66. 705	-40. 334
5	55. 242	-37. 936
6	34. 641	-133. 522
7	36. 889	-134. 007
8	36. 438	-136. 167
9	39. 739	-136. 857
10	39. 676	-138. 398
11	39. 647	-138. 681
12	38. 417	-144. 387
13	38. 188	-145. 352
14	37. 261	-145. 181
15	36. 588	-146. 414
16	44. 691	-148. 110
17	48. 505	-148. 193
18	50. 464	-139. 101
19	46. 226	-138. 214
20	47. 784	-130. 766
21	53. 086	-105. 425
22	54. 417	-99. 062
23	73. 993	-103. 158
24	72. 662	-109. 520
25	72. 317	-111. 171
26	78. 863	-112. 547
27	79. 475	-109. 636

点名	X座標	Y座標
28	92. 214	-112. 301
29	91. 701	-114. 922
30	101. 824	-116. 632
31	102. 559	-113. 118
32	109. 040	-114. 515
33	82. 637	-13. 018
34	78. 541	-32. 594
35	88. 329	-34. 642
36	92. 425	-15. 066
37	60. 561	-69. 698
38	58. 513	-79. 486
39	68. 301	-81. 534
40	70. 349	-71. 746
41	82. 185	-64. 006
42	78. 089	-83. 582
43	87. 877	-85. 630
44	89. 925	-75. 842
45	99. 713	-77. 890
46	101. 761	-68. 102
47	97. 665	-87. 678
48	95. 618	-97. 466
49	105. 406	-99. 514
50	107. 454	-89. 726
51	59. 455	-18. 384
52	51. 225	-16. 662
53	49. 177	-26. 450
54	33. 737	-133. 327
55	32. 788	-137. 863
56	39. 520	-139. 272

告

示（海区漁調）

●東京漁調指示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第四百七十七条第一項の規定に基づき、東京海区漁業調整委員会、千葉海区漁業調整委員会及び神奈川海区漁業調整委員会が構成された一都二県連合海区漁業調整委員会は、東京湾横断道路木更津人工島「海ほたる」周辺海域における水産動植物の繁殖保護を図るため、法第二百二十条第一項の規定により、次のとおり指示することとしたので告示する。

令和七年二月十七日

東京海区漁業調整委員会

会長 有 元 貴 文

（水産動植物の採捕及び遊漁の案内の禁止）

一 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域（以下「区域」という。）において、水産動植物の採捕をし、又は遊漁の案内（船舶により乗客を区域に案内して水産動植物を採捕させることをいう。）をしてはならない。ただし、試験研究機関等が試験研究等の目的で行うものであって、一都二県連合海区漁業調整委員会が適当と認めたものについては、この限りでない。

ア 北緯三十五度二十七分四十三・二秒、東経百三十九度五十二分五十五・九秒の点

イ 北緯三十五度二十七分三十・七秒、東経百三十九度五十二分四十三・二秒の点

ウ 北緯三十五度二十七分五十四・五秒、東経百三十九

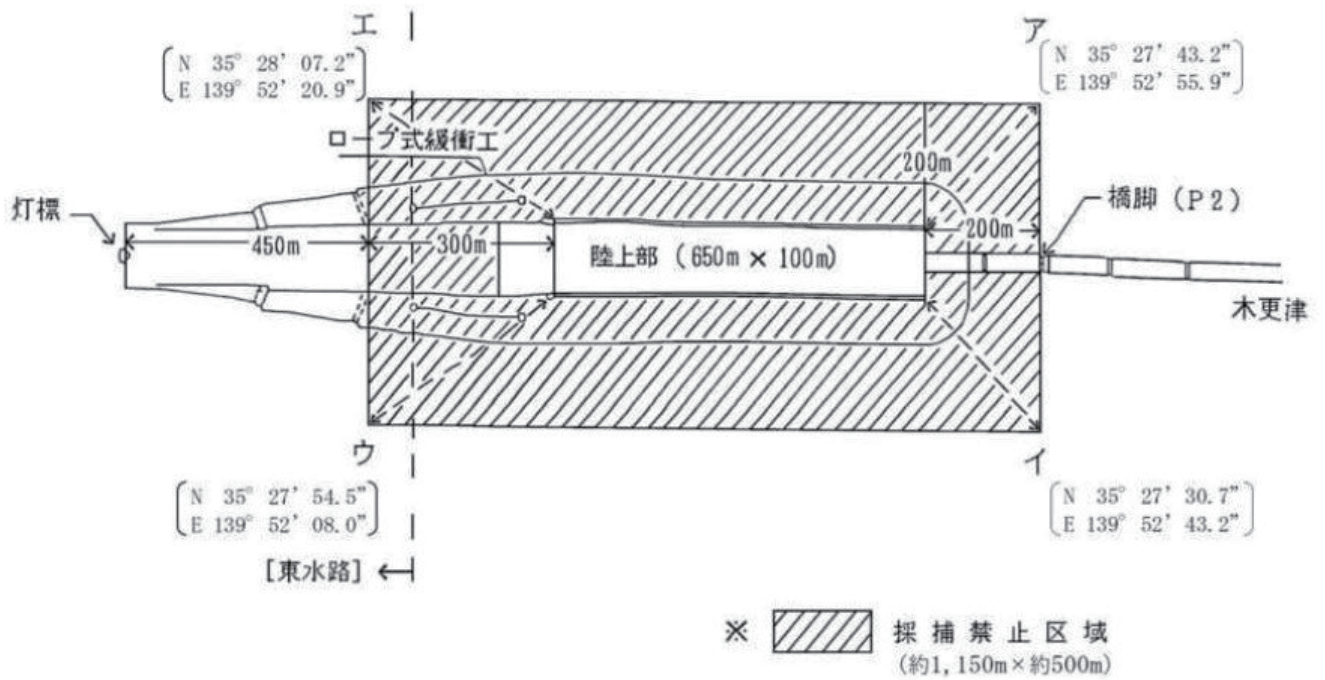
度五十二分八・〇秒の点

エ 北緯三十五度二十八分七・二秒、東経百三十九度五十二分二十・九秒の点

（指示の有効期間）

二 この指示の有効期間は、令和七年三月一日から令和九年二月二十八日までとする。

(採捕禁止区域図)



公 告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

令和7年2月17日

東京都収用委員会

会長 松 尾 弘

1 起業者の名称 東京都

2 事業の種類 東京都市計画道路事業補助線街路第143号線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、
地番、地目及び地積等

4 土地所有者の氏名及び住所

5 土地に関して権利を有する関係人の氏
名、住所及びその権利の種類

別記のとおり

6 裁決手続開始決定年月日 令和7年2月6日

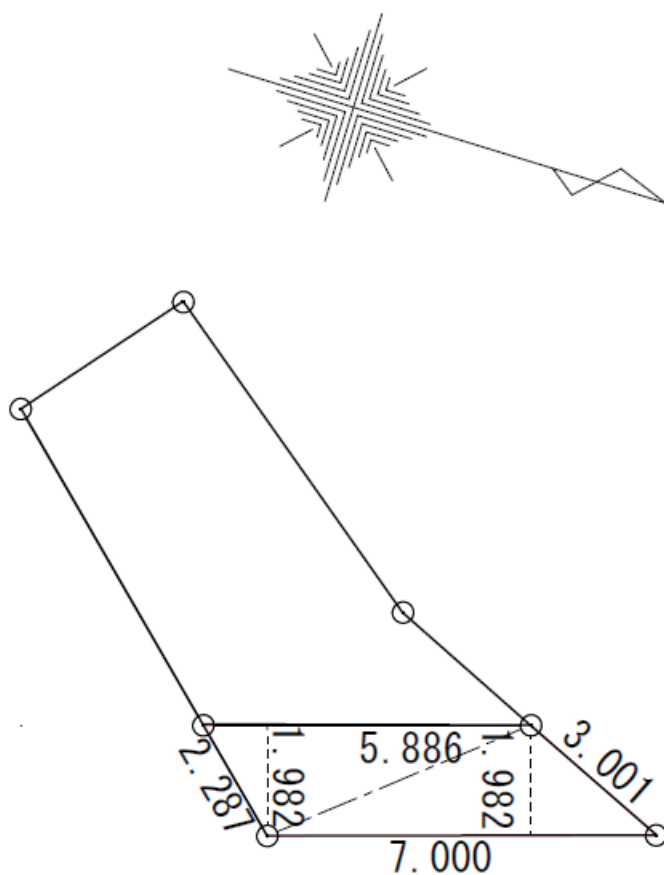
別記											
裁決手続の開始を決定した土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			備考
所在	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	取用しようとする土地の面積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	
東京都江戸川区南小岩八丁目	2484番 4	宅地	㎡ 36.36	㎡ 44.20	㎡ 12.77	相良幸子	東京都江戸川区南小岩八丁目26番 1 号				別図のとおり

別 図

裁決手続の開始を決定した土地

東京都江戸川区南小岩八丁目 2484 番 4 のうち

12.77 平方メートル



単位：メートル

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。											
令和7年2月17日											
東京都収用委員会											
会長 松 尾 弘											
1 起業者の名称 東京都											
2 事業の種類 東京都市計画道路事業補助線街路第143号線											
3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等											
4 土地所有者の氏名及び住所											
5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類											
6 裁決手続開始決定年月日 令和7年2月6日											

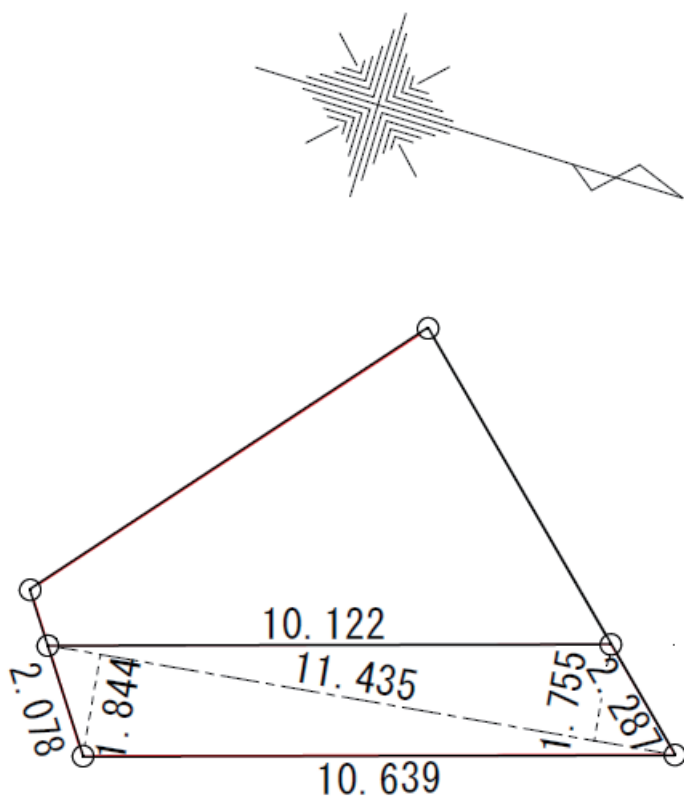
裁決手続の開始を決定した土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			備考
所在	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	
東京都江戸川区南小岩八丁目	2485番6	宅地	㎡ 33.05	㎡ 53.72	㎡ 20.57	宮崎嘉典	東京都江戸川区東小岩二丁目7番12号	相良幸子	東京都江戸川区南小岩八丁目26番1号	借地権	別図のとおり

別 図

裁決手続の開始を決定した土地

東京都江戸川区南小岩八丁目 2485 番 6 のうち

20.57 平方メートル



単位：メートル

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。											
令和7年2月17日											
東京都収用委員会											
会長 松 尾 弘											
1 起業者の名称 東京都											
2 事業の種類 東京都市計画道路事業補助線街路第143号線											
3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等											
4 土地所有者の氏名及び住所											
5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類											
6 裁決手続開始決定年月日 令和7年2月6日											
別記のとおり											

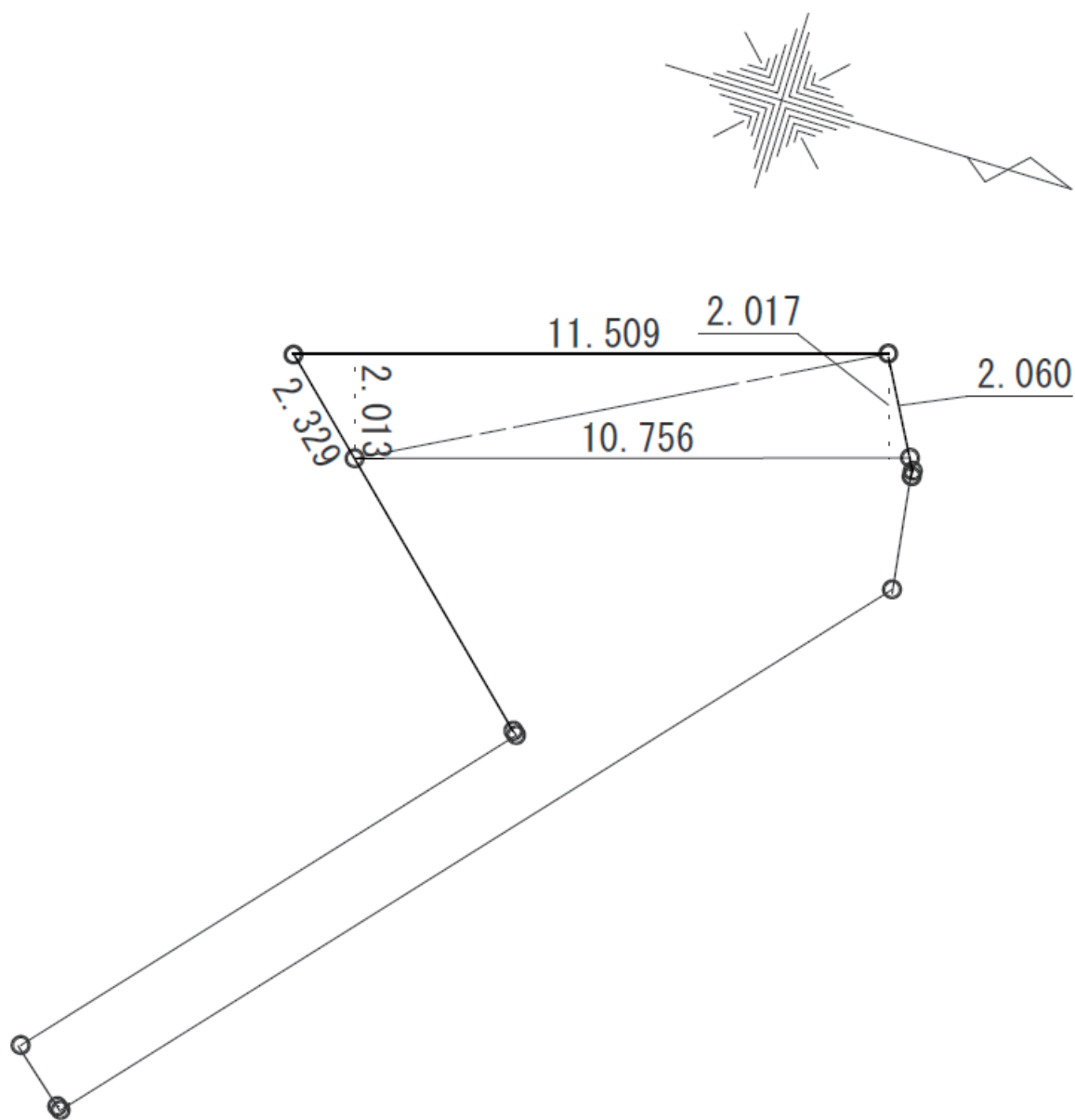
裁決手続の開始を決定した土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			備考
所在	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	
東京都江戸川区東小岩五丁目	2485番1	宅地	㎡ 71.37	㎡ 82.60	㎡ 22.43	宮崎嘉典	東京都江戸川区東小岩二丁目7番12号	相良幸子	東京都江戸川区南小岩八丁目26番1号	借地権	別図のとおり
								宮崎幸恵 ただし、同人は令和4年10月3日死亡 法定相続人 宮崎鎮雄 （法定相続分2分の1）	東京都江戸川区東小岩一丁目8番7号	所有権移転 請求権仮登記上の権利 平成15年6月30日受付 第24596号	
								渡部泰子 （法定相続分4分の1）	東京都江戸川区東小岩六丁目7番9号		
								宮崎久美子 （法定相続分4分の1）	東京都墨田区錦糸四丁目16番3-1104号サンハイツ錦糸公園		

別 図

裁決手続の開始を決定した土地

東京都江戸川区東小岩五丁目 2485 番 1 のうち

22.43 平方メートル



単位：メートル

6 裁決手續開始決定年月日 令和7年2月6日

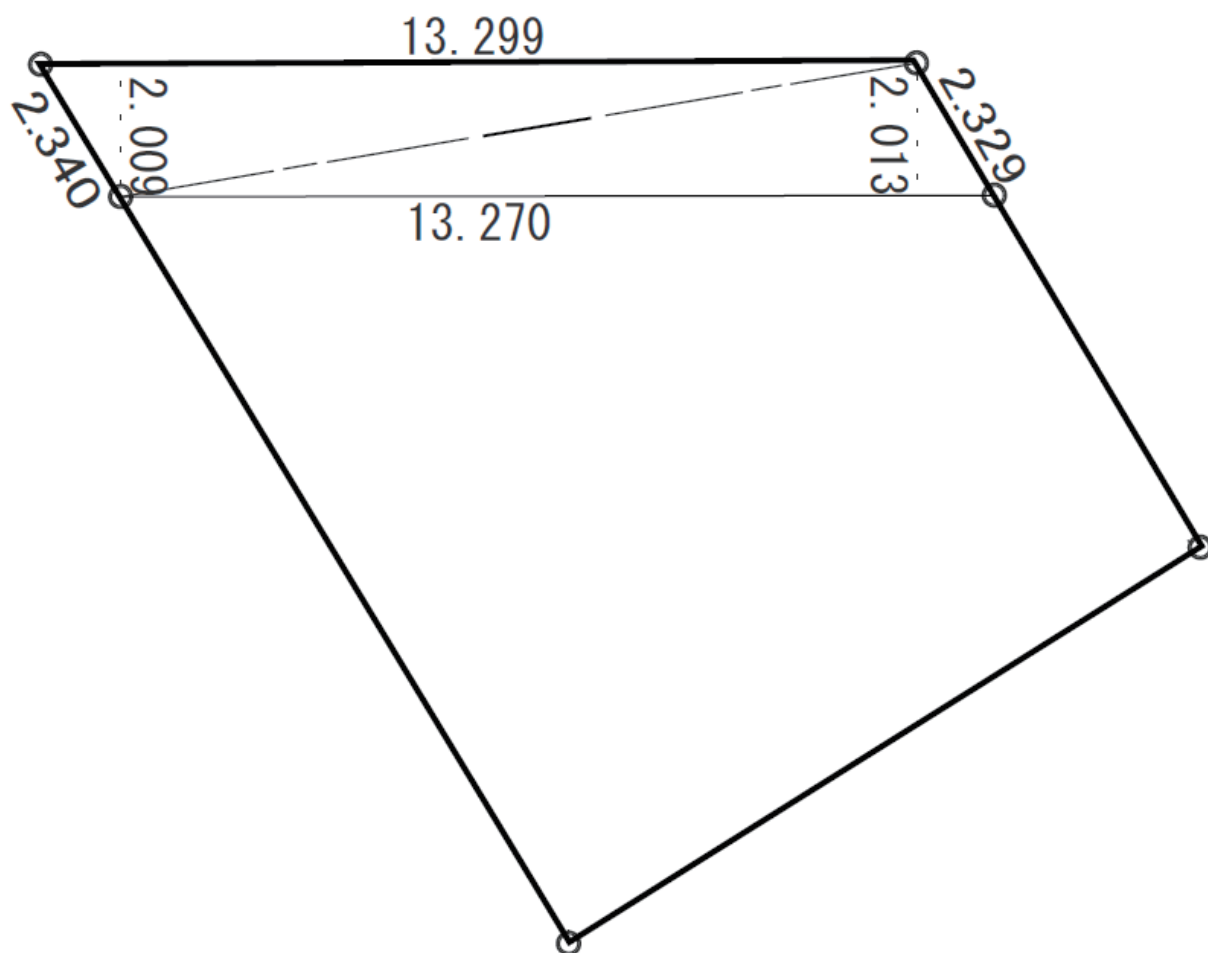
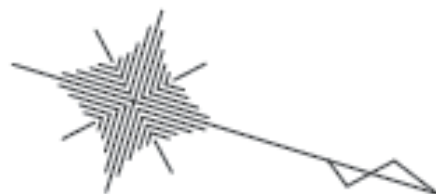
裁決手続の開始を決定した土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			備考
所在	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	
東京都江戸川区東小岩五丁目	2485 番 9	宅地	m ² 136.35	m ² 137.11	m ² 26.71	宮崎嘉典	東京都江戸川区東小岩二丁目7番12号	宮崎幸恵 ただし、同人は令和4年10月3日死亡 法定相続人 宮崎鎮雄 (法定相続分2分の1) 渡部泰子 (法定相続分4分の1) 宮崎久美子 (法定相続分4分の1)	東京都江戸川区東小岩一丁目8番7号 東京都江戸川区東小岩六丁目7番9号 東京都墨田区錦糸四丁目16番3-1104号サンハイツ錦糸公園	所有権移転請求権仮登記上の権利 平成15年6月30日受付第24596号	別図のとおり

別 図

裁決手続の開始を決定した土地

東京都江戸川区東小岩五丁目 2485 番 9 のうち

26.71 平方メートル



単位：メートル

発行

東京都
東京都新宿区西新宿三丁目八番二号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町三丁目三十二番地二
電話 〇三(五二七六)〇八一一(代)郵便番号
101-0051